

平成 26 年 4 月 9 日  
危険物保安技術協会  
業務部 業務課

「少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程」等の全部改正について

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の業務運営に関しましては、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当協会では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 の規定に基づき、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に定める指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「少量危険物タンク」という。）について、「少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程（昭和 59 年危保規程第 5 号。以下「旧規程」という。）」により水張試験又は水圧試験及び材料、板厚等の試験確認を実施しています。

今般、少量危険物タンクのうち、屋内（外）タンクについては、より安全なタンクを市場に供給することを目的として、これまで実施してきた個別、又は抜き取りによる方式から製造工場の品質管理等に関する事項等も評価する確認工場方式へ変更するため、旧規程の全部を改正した「少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程（平成 26 年危保規程第 6 号）」及び「少量危険物タンクの試験確認基準」（以下「新規程等」という。）を制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行しましたのでお知らせします。

新規程等の全文につきましては、下記によりダウンロードできますので、ご活用ください。

[「少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程」](#)

[「少量危険物タンクの試験確認基準」](#)